

## 第1回京丹波町公共料金等審議会

日時：令和8年8月3日（月） 午後1時15分～午後2時50分

場所：京丹波町役場議会棟 1階 防災会議室

（京丹波町公共料金等審議会委員）

堀 郁太郎、下伊豆 かおり、松本 泰典、赤松 一也、澤田 均、町元 栄子  
（事務局）

松山部長、原澤総務課長、野々口課長補佐、隅田主任、片山

### 1 開 会

事務局：公私ともお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。最初に、畠中町長から委嘱状の交付をさせていただきます。時間の関係上、代表の方への交付とさせていただきます。

### 2 委嘱状交付

町長から委員を代表し、京丹波町区長会長 堀 郁太郎 氏に委嘱状交付

### 3 町長あいさつ

本日は、ご多用のところ「京丹波町公共料金等審議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、審議会委員の就任につきまして、ご依頼を申し上げましたところ、ご快諾いただき、本当にありがとうございました。改めましてお礼を申し上げます。

最初に7月28日に発生しました熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、この公共料金等審議会は、条例に基づき、京丹波町公共料金について、調査及び審議いただくための附属機関として設置するものでございます。

本町の公共施設の使用料については、合併時に定めて以降消費税の引き上げを除き、20年間据え置かれており、その間の物件費及び人件費等、施設運営経費の増加を反映した見直しが行われていない状況です。

今回の審議会では、現在の状況に基づくあるべき公共施設の使用料について、その基本的な考え方及び適正な料金について審議いただくものでございます。委員の皆様方におかれ

ましては、十分なご議論を賜り、忌憚のないご意見をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、審議会の開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。お世話になりますが、どうぞ、宜しくお願いいたします。

#### 4 委員紹介

京丹波町公共料金等審議会委員 自己紹介

事務局 自己紹介

#### 5 会長及び副会長の選出

事務局： それでは、次に会長及び副会長の選出でございますが、ここで審議会の概要について、先に説明させていただきます。お手元にお配りしております資料の内、「京丹波町公共料金等審議会設置条例」をご確認いただきたいと思います。この審議会については第2条で所掌事項とし、京丹波町の公共料金について、町長の諮問に応じ調査及び審議し、これに答申を行うものとなっております。今回は公共料金の中で、公共施設の使用料について、当審議会のご意見をお伺いするものでございます。次に、第3条の組織の関係ですが、委員は9人以内で組織することとなっております、今回は、7名の委員の皆様にお世話になり、構成させていただいております。町の区域内の公共的団体等を代表する方、学識経験を有する方々、町長が適当と認める方々でございます。委員の任期につきましては、2年間となっております。第4条でございますが、審議会に会長と副会長を各1人を置くこととなっております、それぞれ委員の互選によって、決めていただくこととなっております。第5条でございますが、審議会につきましては、会長が招集し、議長を務めていただくこととなっております。今回の出席状況でございますが、委員7名のうち、6名の出席がございますので、京丹波町公共料金等審議会設置条例第5条第2項の規定により、当審議会の開催が成立していることをお知らせします。次に、第6条でございますが、調査及び審議に必要な場合は、委員以外の者を会議に出席させて意見、助言等を求めることができるとなっております。以上が、条例に基づき設置する審議会についての説明となります。

それでは、条例第4条第2項にあります、会長及び副会長は、委員の互選により選出することとなっておりますが、どのようにさせていただければよろしいでしょうか。

堀 委 員： 事務局一任でお願いします。

事 務 局： それでは、事務局案といたしまして会長に松本泰典様にお願いしたいと存じます。ご承認をいただける方、拍手をお願いします。

委 員：(拍手)

松 本 会 長： お受けさせていただきます。

事 務 局： それでは、副会長はいかがいたしましょうか。

堀 委 員： 会長一任でお願いします。

事 務 局： ただいまの会長一任というお言葉をいただきましたが、松本会長いかがでしょうか。

松 本 会 長： 副会長に赤松委員にお願いしたいと思います。

事 務 局： それでは、赤松委員にお願いしたいということでしたが、ご承認をいただける方、拍手をお願いします。

委 員：(拍手)

事 務 局： それでは、会長に松本委員、副会長に赤松委員にお願いしたいと思います。

松 本 会 長： ご指名いただきましたので会長を務めさせていただければと思います。このテーマは簡単に答えが出るものでないと思いますので、だからこそ多様な意見を伺いながら、議論を進めていきたいと考えております。委員の皆様には活発なご発言をお願いしますとともに円滑な審議のため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

会長 松本 泰典                  副会長 赤松 一也

## 6 諮問「公共施設の使用料の適正化について」

事 務 局： それではここで、公共施設の使用料の適正化について、畠中町長から、松本会長に諮問をさせていただきます。

町長から会長へ諮問

松 本 会 長： ただ今、畠中町長から諮問をお受けいたしました。本審議会において、慎重審議の上、答申いたしたいと存じますので、委員の皆様のご協力を改めてお願いしたいと存じます。

事 務 局： それでは、ここで畠中町長は、他の公務のため、退席させていただきます。

(畠中町長退席)

事務局：ここからは、松本会長の司会進行でお願いいたします。

## 7 諮問事項審議

松本会長：まず、審議に入る前に、今回の会議の公開、非公開を決めておきたいと思います。事務局の考え方はどうですか。

事務局：お手元にお配りしております資料の内、「京丹波町公共料金等審議会傍聴規程」をご覧ください。会議の公開については、第2条第3項で、会議に諮り決定するとなっています。本日の審議会と同条第2項各号に定める非公開に該当する事由がないため、公開することとしたいと考えております。なお、本日、現時点では、傍聴の申し出がありませんでしたので、ご報告いたします。

松本会長：今回の会議は傍聴規程に基づき公開と決めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員：(異議なしとの声)

松本会長：それでは、今回の会議は公開することにしたいと思います。

### (1) 使用料の見直しスケジュールについて

委員：それでは、ただいま諮問を受けました、公共施設の使用料の適正化について協議を行います。使用料の見直しスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料に基づき説明)

委員：ただいま、資料に基づき説明いただきました。委員の皆様から、何かご質問はありますか。

委員：今回の審議会では具体的な金額まで審議するのか。また、公共施設としては、直営の施設と指定管理の施設とがあるが、どのような考え方で進めていけばよいのか。

事務局：今回の審議会では、指定管理の施設については使用料見直しの対象施設としておりません。また、この審議会の中で実際に具体的な金額まで委員の皆様へ提示し、妥当な金額かご審議いただきたいと思いますと考えております。

委員：事務局から改正案が出てくると思うが、その根拠は示していただけるのか。

事務局： 今回、基本的な考え方として、実際の施設の維持管理にかかるコストを計算して、それをどれだけ受益者の方に負担いただくかという算定方法を考えています。

委員： 他の市町との比較というのがあると思うが、そちらも準備いただけると考えてよいか。

事務局： そちらの資料も用意しようと考えています。

委員： 20 年間見直しがなかった中、この審議会が開催されるということは、値上げが前提で安くなることはないのか。

事務局： 施設の維持管理にかかるコストをどれだけ使用者に負担いただくかという計算をして、使用料を算定することになるので、実際に計算してみないとわからないと考えています。

委員： コストで考えるとおそらく会議室を 1 室 1 回の使用料が万単位の金額になると思うが、そんな金額を答申で出すことはできない。一番お金がかかるのが人件費と建物の維持管理で、使えば使うほど赤字になっているのが現状だと思う。施設使用料だけでなく、水道代もだが、町民としては今の使用料で運営できるものではないという意識はある。それでも、田舎では給与水準も低く、年金生活の方については、ケーブルテレビの使用料と水道代を払ったら、生活するような金額が残らないのが実情だと思う。ただ、使用料を安く設定すれば、税金の負担分が多くなり、それは町民の方の負担になる。例えば、未来を担う子どもについては、できるだけ安く、無料でもよいと思う。お金のある人からしっかりとる、ない人からはとらないというような設定しないと、一律というのは難しいと感じている。

委員： ただいまご意見いただいた点も触れながら、料金改定について検討していければと思う。私から質問よろしいですか。審議会のスケジュールで、第 2 回、第 3 回で施設の状況とありますが、各担当課から施設の使用状況についての説明があり、料金改定の案が提示されるという認識でよろしいか。

事務局： そのように予定しております。

委員： それを受けて第 4 回に委員の皆様でその料金改定の内容が妥当かどうか審議いただくということでよろしかったでしょうか。

事務局： その予定です。

## (2) 財政状況について

委員： それでは次に財政状況について事務局から説明をお願いします。

事 務 局：(資料に基づき説明)

委 員： 財政状況が非常に厳しいということですが、財政健全化計画はつくられているのか。

事 務 局： 今、手元に資料はありませんが、計画の策定はしております。

委 員： 公共施設の料金改定だけでなく、少しでも他に縮減するところはないか。また、税金の収納率は 100%近い数字なのか。

事 務 局： 税金の滞納分については、京都地方税機構という別の地方公共団体がございますので、そちらで専門的に徴収するような形になっており、高い収納率で徴収いただいている状況と聞いています。

委 員： 税金だけでなく例えば給食費とかの収納率の資料を見せたい。

事 務 局： また、次の審議会でお示しできたらと思います。

委 員： 今後、人件費等全てが上がっていくと思う。何を削減したら、その人件費に充てられるかという中で、冷房が効かないが修理しない、修理しないから使えない、整備がしっかりされているなら使用料が高くても使うが、高いのに使えないということになってしまう。例えば町営住宅も古くて使用できないまま置いているなら、売却してしまったほうがいい。売却すれば、少しでも収入があるが、何もしないと、収入はないのに管理にお金がかかる。施設使用料の問題だけでなく、総合的な施設管理の課題も含めて、考えていかないといけない。

事 務 局： 京丹波町では公共施設全体をどうしていくかという問題は確かにあります。平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定しており、施設の長寿命化を進めても、財源が不足とするようなものについては、総面積を削減する計画です。目標としては、令和 28 年度までに延べ床面積の 22%を削減する計画ではありますが、大変厳しい財政状況で解体費用等の問題もあり、令和 7 年度末で 4.6%しか進んでない状況です。解体費用については、毎年、国や京都府に対して財政措置の要望を行っていますが、なかなかうまくいっておらず、具体的な措置ができない状況です。

委 員： 質問ではなく参考までにですが、丹波篠山市も非常に財政が厳しいということで、これは職員のモチベーションに関わるが、現在、市長が給料の 3 割カット、副市長が 1 割、教育長 1 割、以前は職員の給料や管理職手当をカットしていた時期もあった。また、会計年度職員が正職員に近い待遇になってきたので、地域手当の支給の対象だったところ、地域手当を出さないと組合と折衝した。また、税金の徴収を委託されてるということであるが、丹波篠山市では、職員が徴収に訪問している。委託費が多いいんじゃないかと思うが、そこは職員が自前でやるとか、職員も頑張ってるところを見せるという考え方も

必要ではないか。

事務局： 人件費については私からお答えすることは難しいですが、京都地方税機構は、京都府内の京都市を除く自治体が職員を出し合い滞納になった税金を専門に徴収する組織で、町からも一定数出向させております。南丹管内では、南丹広域振興局に地方税機構の中部事務所があります。また、現年度分の徴収につきましては税住民課で担当しており、積極的に税収を上げるべく努力をしている状況でございます。

委員： 整理させていただきたい。施設の利用料の見直しという話になると、おそらく施設ごとの利用状況、コスト状況、損益状況を元に値上げするかどうか、受益者負担をどのくらいにするかということになるが、その中で必然的に出てくるのが施設の統廃合はどうするかという話になってくると思う。当審議会では施設の統廃合まで踏み込んで、検討させてもらう形になるのか、それとも使用料に関してだけ審議すると整理してよいのか。

事務局： 当初の話ではありますが、事務局としては、施設の統廃合までは踏みこまずに、施設の使用料についてご審議を賜るという形で整理しています。

### (3) 見直し対象施設について

委員： それでは、次に見直し対象施設について事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料に基づき説明)

委員： 収入額が0円から鍾乳洞のようなたくさんある施設もある。収入額が少なくても管理にお金がかかっているなければよいということだと思うが、この資料では赤字がいくらあるというのが分からない。

事務局： 今回の資料では、令和7年度の収入額しか記載していないですが、次回以降の審議会においては、施設の使用状況や使用料の料金体系と併せて維持管理費用も確認いただいて、そこから使用料の算定を進めていきたいと考えています。

委員： 学校の統廃合等で体育館や小学校が余っていて処分できないので行政財産として利用しているのだと思う。以前は人口も多く施設を使う機会も多かったが、サークルや人がどんどん減っていく中で、現在の料金体系は電気代や減価償却費等を換算して組んであるわけではないので赤字になるのも仕方ない。本庄区では林業センターの施設管理を委託されているが、区民だと使用料が減額、町の事業で使用する場合は免除等、様々な減免措置がされている中、ど

こから使用料を徴収するののかという状態である。難しいとは思いますが、儲かるのは無理でもせめて管理料くらい収入があればいいなとは思っている。体育館については、使用者が自身で開錠施錠をし、電気を付けて使用しているので、管理にそんなお金はかからないと思う。見直し対象施設の中で、収入が0円だった下粟野体育館と下粟野グラウンドについては、現在、使用しているのは消防団の練習だけで、おそらく今後、収入があるようなことはないと思う。使用料の見直しを行った上で、高齢者や車を運転できない人からは、近くに施設がなくなることに反発はあるかもしれないが、閉鎖の必要性について議論するのもよいと思う。

事務局： 公共施設の統廃合等も含めて別途違う部署では検討していかざるを得ないのは、現実問題です。視点を変えてみると、避難所に指定されてる施設もあり、普段は使用がなくても、いざ有事の際はそこが災害の防災拠点になることから、簡単に閉鎖できるかというとなかなか難しい部分があります。このような点も踏まえ、統廃合について考える必要性があるとは考えていますが、今回の使用料の算定については、見直し対象施設として挙げさせていただいた施設のご検討をお願いしております。また、行政機関、例えば、消防団や町の関係する行事については、当然ながら減免措置もありますし、使用実績全ての収入があるわけではない状態です。その点も踏まえて皆様に資料の提供をしたいと考えています。

委員： 減免対象以外の使用がなかったというような説明があったが、減免対象者、例えば、文化協会やスポーツ協会の構成団体の方は減免になっているというような資料は用意していただけるのか。

事務局： 資料に減免対象者等もまとめてお示しするようにさせていただきます。

委員： 次回の議題では、使用料算定の考え方とあるが、今回、挙げられた36施設全て統一した考え方なのか、貸し館、運動施設、学校施設、その他それぞれ施設の種別ごとの考え方なのか。それとも個別の施設ごとの考え方なのか。

事務局： 基本的には統一の考え方で算定するようにさせていただきたいと考えていますが、施設の種類や性格によってはその統一の考え方でふさわしい料金が出ないものもあると思いますので、そのような施設については例えば近隣の類似施設と比べる形であったりとか、別の算定方法を用いる必要もあるかと思っております。

委員： 使用料の見直しの結果、使用料が下がることはないんじゃないかという話があったが、使用料を少し安くして稼働率を上げるような検討はするのか。

事務局： 意見として参考にさせていただきたいですが、使用料の見直しに際して稼働率を上げるために使用料を下げるという考え方を導入するのは難しいとは思

います。

委員： 個別の施設の立地条件とか利用状況に応じて値上げの料金の増に幅をつけるような形で提案いただけるということか。

事務局： 以前、財政課においてシミュレーションさせていただいたデータのことを念頭に置かれてお話をいただいているかと思いますが、各地域によって金額の差を設けるのも一つの方法であろうとは考えておりました。ただ、一つの町という視点で考えたときに、同じ体育館を使うに当たり、ここは利便性がよいので高くする、中心部から外れているので安くするという考え方は、少し当てはまらないのではないかなと考えております。統一した考え方で一定の金額を出させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

委員： わちグラウンドについては利用者がほとんど京都市内から来ているはずである。京都市内のグラウンドは、3倍ぐらい払わないと使用できない料金設定で、マイクロバスをチャーターしても十分安いということでわちグラウンドを使用されているのだと思う。町外の利用者については、使用料を値上げする余地はあると思う。合併して20年も経っていて、まだ瑞穂や和知や丹波なんて言っている場合ではないので、全施設、全部屋、面積に関わらず、統一した料金でいいのでは。

委員： 使用料の算定の考え方というのは事務局でまとめられるのか。今後の流れとしては、その算定の仕方に基づいて担当課がそれぞれの施設の状況を説明し、最終的には担当課がこんな金額でどうでしょうかというような提案をされるという理解でよいか。

事務局： そのとおりでございます。

委員： 説明は終わりましたが、公共の施設の使用料の算定の仕方及び個々の施設の使用料等の審議については、次回以降に行っていきたいと思いますが、全体を通して何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

委員： 管理人がいて開錠や施錠をしてもらえらるなら少々使用料が高くてもよいと思うが、管理人がいない施設がほとんどで、掃除も十分にできていないのが実情である。例えば、学校の体育館を借りる場合は、自分で鍵を借りに行って、開け閉めして、返しに行く。電気を消し忘れるようなことがあっても、注意されるくらいで、安全面も含めて、管理について併せて考えてもらえたらと思う。

#### (4) その他

松本会長： その他といたしまして、次回以降の会議の公開、非公開について確認させて

いただきたいと思います。次回以降の会議の公開、非公開については、会長・副会長で協議のうえ決定し、会議の冒頭で報告させていただくという形よろしいでしょうか。

委員：（異議なしとの声）

松本会長： それでは、次回以降の会議の公開、非公開については、会議の冒頭で報告させていただきます。その他といたしまして、皆様から何かございませんか。事務局でなにかありませんか。

事務局： 本会議につきましては会議録を公開をさせていただきたいと考えておりますが、発言者が特定される形での個人名は非公開とさせていただきまして、「委員」の発言というような形で個人名以外は公開をさせていただくという形で進めたいと思いますがいかがでございますか。

委員：（異議なしとの声）

事務局： 非公開とした会議はもちろん公開しませんが、公開された会議ということであれば個人名を非公開にして公開させていただきます。

松本会長： では、会議録は個人名を非公開にして公開することにしたいと思います。事務局で他にないかありますか。

事務局： 使用料の見直しスケジュールについて説明させていただきましたとおり、今後についてはひと月に1度、審議をお願いしたいと考えております。次回審議会につきましては、9月上旬から中旬までに開催したいと考えております。日程については、後日、調整のうえ、開催通知を送付させていただきますので、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

## 8 閉会

事務局： それでは松本会長様スムーズな進行お世話になりました。ありがとうございました。これで本日の審議会を閉じさせていただきたいと考えております。委員の皆様にはそれぞれご多忙のところ、大変お世話になりました。ありがとうございました。閉会にあたりまして、赤松副会長様からごあいさつをいただきます。

赤松副会長： 初回にも関わらず、慎重審議、活発はご意見をいただきまして本当にありがとうございます。

うございます。5回で答えを出すのは非常に難しい問題かと思っております。町財政が厳しいのもわかりますし、物価高騰もありますが、それは町民の皆さんにとっても一緒なので、町民の皆さんに過度の負担がかからないような調整もできたらと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、第1回目

の審議会を閉じさせていただきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。